

第44回（平成28年度第1回）介護保険運営協議会 会議録

1 日 時 平成28年7月12日（火） 午後2時から午後4時まで

2 場 所 川崎市役所第3庁舎15階第1・2会議室

3 出席者

（1）委 員

（出席 14名）

竹内委員、関口委員、新井委員、石川（公）委員、柿沼委員、佐野委員、中馬委員、
戸田委員、花村委員、原田委員、平山委員、三津間委員、吉田委員、渡辺委員

（欠席 5名）

石川（恵）委員、染谷委員、富岡委員、丸山委員、三竹委員

（2）事務局

佐藤地域包括ケア推進室長

関川長寿社会部長

高齢者事業推進課：手塚課長、井本事業者指導担当課長、丹野介護基盤係課長補佐

大町事業者指定係長、清水計画推進係長

高齢者在宅サービス課：武田課長

介護保険課：本間課長、久々津管理係課長補佐

地域包括ケア推進室：鹿島ケアシステム担当課長、岩丸相談支援担当課長、

熊切保健・予防担当課長、齋藤医療・看護担当課長、

菅野企画調整担当課長補佐、小林保健・予防担当課長補佐、

高橋認知症・医療支援担当係長、尾鷲介護予防サービス担当係長

4 傍聴者 6名

5 議 題

1 報告事項（公開）

（1） 川崎市高齢者実態調査の実施について

（2） かわさき健幸福寿プロジェクトの本実施について

（3） 川崎市介護保険執行状況について

（4） 地域密着型サービス等部会の報告について

（5） 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業について

（6） 地域みまもり支援センターの設置について

2 その他（公開）

6 審議経過

本間課長： この会議の公開・非公開について、ひと言申し上げます。

本日の会議の議題につきましては、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づく、「非公開事項」がございませんので、公開の取扱いとなりますことについて、御了承をお願いいたします。

1 報告事項（公開）について

竹内会長： それでは、早速ですが、議題の1、報告事項（1）「川崎市高齢者実態調査の実施について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料1」により説明）

竹内議長： ただいまの事務局からの説明及び事務局案につきまして、御意見・御質問はありますか。

関口副会長： 介護保険施設ですと、看取りについてのアンケートが入っていませんでしたが、看取りがすべての施設で行われる訳ではないので、項目としては適当ではないのでしょうか。

手塚課長： 看取りについては今回入っていない状況ですが、看取りについてどのように取り扱うか判断出来ていない状況です。

竹内会長： 今までの調査では、事業所のケアの中身を捉えていない。例えば、自立支援介助を行っていますか、認知症について寄り添うケアを行っていますか、そういう個々の評価についての質問評価がありませんね。もし、ケアの中身を問うとなると思ったより大掛かりとなり、そのような項目が入れ込めるのかどうか、事務局でもう一度議論をしていただけますでしょうか。

手塚課長： 事務局で議論させていただきます。

竹内会長： それでは、議題の1、報告事項の（2）「かわさき健幸福寿プロジェクトの本実施について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料2」により説明）

竹内会長： ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問はありますか。

戸田委員： 要介護度改善・維持評価事業の目的とするところには、大いに期待したいですが、現在の介護保険サービスの問題点は、介護保険の質とその費用負担が適切かどうか

わかりづらい。介護サービスは、利用する方、提供する事業者、その保険料を負担する一般市民の三つの視点があります。現在、介護保険サービスの利用は選択肢が少なく、家族に迷惑もかかり、言いたいことも言えない状況だと思います。介護現場の声を率直に反映させるような方法を考えていただきたい。例えば、介護保険の施設を利用する方の体験入所みたいなものを市がサポートするようなシステムを作っていて、また、利用者の声を吸い上げるような方法も検討していただきたい。

手塚課長： 今回の事業は今年度始めたのではなく、平成26年度、平成27年度のモデル事業を経て、具体的な制度設計をさせていただいております。その中で一番大切なのは、本人あるいは家族に寄り添った形で、事業所とよく相談していただき、生活の質の向上を目標とするのが大切ではないかと考えております。

竹内会長： 中馬委員が今のご意見に近い立場にいたと思いますが何かご意見ございますか。

中馬委員： 比較的、在宅で生活している方々は、最近、ご家族やご本人の発言力が強くなっておりまして、その希望に沿うのが大変になっています。私の身内の話ですが、施設入所は狭き門となっていて、施設では文句をいうと退所してくださいという立場にあるので、発言は控えているのかなと思います。

渡辺委員： 最近海外の視察で、スウェーデンの高齢者施設の方と日本の方と顔つきが違っていると感じました。施設入所が楽しくなるようにできないかと思ひまして。例えば、薬剤の話になりますが、眠れなければ眠剤を飲ませるのではなく、朝早く起きて体を動かすなどの環境の整備がもう少しできればいいなと考えております。

竹内会長： それでは、議題の1、報告事項の(3)「川崎市介護保険執行状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： (「資料3」により説明)

竹内会長： ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問はありますか。

関口副会長： 17ページの認定率の件ですが、計画に対して実績値が上回り、認定者数が増加している状況は、介護予防事業に参加していただけない理由もありますでしょうか。

本間課長： 後期高齢者の増加も一つの要因と考えております。介護予防につきましては、今後、更に力を入れるよう考えております。

竹内会長： それでは、議題の1、報告事項の(4)「地域密着型サービス等部会の報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： (「資料4」により説明)

竹内会長： ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問はありますか。

中馬委員： 地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型の部会には出させていただき、経緯は見ているのですが、先日、NHKの報道で定期巡回を利用することで、在宅で少しでも長く過ごせ、介護離職も防げるとの報道がありました。一般市民の方で視聴された方の中には、川崎にもそういうサービスがあったはずであるという認識を持つと思いますが、川崎市の規模に対して、事業所数の伸びが悪く、理想としては、中学校区に一つと思いますが、それは困難なので、せめて中学校区2、3校くらいに1つにならなければサービス地域をカバーしきれません。しかし、1区に1か所程度であり、2か所に見えるところでも、サービス付き高齢者向け住宅付きです。働き手もいないので、難しい事業だと思います。川崎市は早々に手を挙げて力を入れた事業ではありますが、増加させるための対策が見えないので、お聞きできればと思います。

井本課長： 経営を継続させるのが難しいとは、事業者から聞いている状況です。今後、川崎市で支援できる体制を検討していきたいと考えております。

竹内会長： 市の方も頭の痛い事業だと思います。介護報酬の枠が決まっているのでこういうことになるのですか。

関川部長： 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は全国的に整備が進まない状況にあり、川崎市でも事業所数を増やしていくことが課題となっています。このことに対する川崎市の取組をひとつ紹介させていただきます。定期巡回事業所が訪問介護事業所に業務委託し、日中の定期巡回や随時訪問を訪問介護事業所が受け持ち、コールセンターの設置、24時間コールの受付、夜間の定期巡回や随時訪問を定期巡回事業所が受け持つ形で連携し、仕事をシェアしてサービスを提供する地域連携型サービスにより、サービス供給力の拡大・普及を図る取組を少しずつ進めているところです。

渡辺委員： 在宅で暮らせるように、介護保険外でそのようなサービスを行ってもいいのでしょうか。溝の口第一町会でオムツ交換が必要な方達がいて、保険外で個人と事業所が契約してよいのでしょうか。

竹内会長： 民間の家政婦紹介所が少数ですがあると思います。

渡辺委員： 保険のみだと困っている方がいらっしゃるの、ボランティアの力を借りたりできるような仕組みがあればいいなという提案です。

竹内会長： 議題に沿っておられないので、今のお話はその他でご発言願います。

吉田委員： 地域密着型サービスの廃止とは、どのような場合なのでしょうか。

井本課長：　　今回は、運営法人の変更があったため、一度廃止手続きを行い、他法人に内定手続きを行いました。

竹内会長：　　それでは、議題の１、報告事項の（５）「川崎市介護予防・日常生活支援総合事業について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：　　（「資料５」により説明）

竹内会長：　　ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問はありますか。

吉田委員：　　先ほど、基準緩和の事業に手上げをしている団体数は３事業者と説明されておりましたが、それでサービス量は充足されるのでしょうか。

熊切課長：　　これから順次拡大していくよう考えております。現行相当サービスの提供を行い利用者の方が混乱しないよう事業を進めております。

吉田委員：　　短時間のサービス利用の方への対応は難しいと思うのですが。

熊切課長：　　空きスペースなどを利用して回転率を上げて行っていただく形で考えております。

吉田委員：　　１７ページのスーパー基準緩和があるのですが、実施者に対する研修は行われるのでしょうか。

熊切課長：　　スーパー基準緩和訪問サービスですが、こちらは報酬を伴わないものであり、既に民間で行われているものに対して、川崎市が基準を作り、宣伝広告していくという形で民間の力を活用させていただく方向で進めていきたいと考えております。

三津間委員：　　２８ページの地域介護予防活動支援事業は、法人として提供場所がなくとも認定していただけて支援するのは可能なのでしょうか。

熊切課長：　　２８ページの一般介護予防事業として行う補助金事業は、ボランティア団体等が、一定の活動の条件として、要支援の方を受け入れるなどがあり、あくまでも立上げ支援となりますので、そのような活動の主旨を踏まえた上で、活動を行っていただけると考えております。

三津間委員：　　ボランティア団体は多くあると思うのですが、事業を行うのも難しいので、入りやすい仕組みを考えてください。

熊切課長：　　皆様の力が必要となりますので、検討させていただきます。

竹内会長： 全体の構図が上手く描けないと、国から言ってくることを実現するのが精一杯な訳ですよ。だから、今まで出てきている3法人手が上がりましたというのは、介護予防通所介護、介護予防訪問介護の指定を受けて活動していた人達は、従来の7割又は無償で行ってくださいという話になってきている訳です。市民団体が何かしようという時には、どこに出てくるのかという質問だった訳です。総合事業というのは、国、県、市と上からくるものを川崎市版として、作ったのです。本来の趣旨は、地域支援事業の精神から言っても、市民のパワーを結集したりしながらやりなさいということがあるのだが、それが図から抜けてしまっている。やる気満々の市民達は、エネルギーのはけ口に困っている。

三津間委員： ボランティアを行っていく中で、自分達だけでは立ち上げにくいので、ある程度、市に道筋をつけていただければと思います。

熊切課長： これまでも、介護予防活動ということで、各区にて行っている、担い手づくりやリーダー養成講座の発展型のような形で、地域の特性に合わせて行っていきたいと考えております。

吉田委員： 19ページのヘルパーさんは、どのような場面で活躍するイメージですか。

熊切課長： 重度の方に対しては既存のヘルパーに入っていただき、家事援助ならば簡易研修を受けた方で行えるのではないかと考え方を基に研修を行っていただき、それをきっかけに、より重度の方を対象可能な形に進んでいただくという位置づけとして考えおります。

竹内会長： 問題の本質は介護保険では要支援1・2は見ないので、地域支援事業という形で各市町村に投げた訳です。熊切課長は四苦八苦しているのだけど、投げられてきた要支援者は認定者数の4分の1程度で、遮二無二制度を作成している。要支援1の方は、まだ軽いからそれほど問題にならないのではないかと思います。財務省の審議会の論調からすると、その先に、要介護1・2も介護保険の枠から外して市町村に投げてしまう時に問題が出てくる。熊切課長は国から言われたことを川崎市版として作ったが、手上げがたった3法人ですよ。もう少し年数が進むと、そこに要介護1・2の人を巡って議論が起こってくる。しかし、そこに市民のボランティア活動がどこまで期待できるかというと、冷徹に見ておかなければならない。栄養士会では何かやりますよと言ってくれるけれど、これほど広い川崎市域でどれほどカバーできるのか、考えていかなければなりません。個々には奉仕精神がある方がいる。

熊切課長： 川崎市は現行相当のサービスに加え、基準緩和サービスを設定しスタートしているのですが、基準緩和に3法人の手上げがあり、今年度中に6法人が見込まれており、上手く回れば良いと考えています。

熊切課長： 11ページの保険料段階が第12段階になっておりますが、第11段階に訂正願

います。

竹内会長： それでは、議題の１、報告事項の（６）「地域みまもり支援センターの設置について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： （「資料６」により説明）

竹内会長： ただいまの事務局からの説明について、御意見・御質問はありますか。

原田委員： 地域包括ケアを市民の皆様にごどのようにして啓発していくかが重要になっておりまして、全市的なシンポジウムを行ったり、出前講座を行ったりしております。川崎市の方でこのような素晴らしい資料を作成いただき、こちらを利用してどのような場に啓発活動をされるのか、また、リーフレットはどのように活用されているのかをお聞きしたいと思います。

鹿島課長： まず、パワーポイントの資料につきましては、全庁の職員がダウンロード可能なように用意を行いまして、区役所の職員をベースとして地域で活用いただき、対外的に認識できるような状態で使用しております。具体的には、町内会、民生委員児童委員協議会で一定時間お時間を頂ける際に、丁寧に説明すると３０分はかかりますので、時間の長短により説明の方法を工夫しております。リーフレットは簡易版であり、少人数集まった際に１０分程度で説明できるため、こちらの方が活用されている状況であります。

柿沼委員： ２８ページですが、互助活動の立場から、自助、互助、共助、公助が地域で分断されているのを深刻に感じます。意識のある地域ボランティアは熱心にみまもりをしていて、気になる方を地域包括に相談したり、ケアマネジャーに話しても、その情報は一方通行ですね。その先にある、地域でどのようにチームで守っていくかに参加できていない。個人情報の関係があると思いますが、でも、それでは間に合わないと思います。地域包括の方もケアマネジャーの方もご自分のケースを持っていて地域をうろうろしている訳ではないので、やっぱり、近所で互助活動をしていく際に、個人情報の考え方を、是非チームの一員として、信頼して個人情報を守る教育をして、相互の連携が日頃から取れないと一方通行になり、信頼できる方を地域で育てていく互助活動を行わないと、みまもりにならないと思います。認知症の話になりますと、認知症サポーター養成講座に力を入れております。サポーターになってもどのように認知症の方をみまもるか方法が分からないなどがあり、地域包括に少し所属してもらい、守秘義務を教育しながら、包括と即連携できるような体制を作らなければならないと思います。

渡辺委員： サポーターになるには何か登録すればいいのですか。

柿沼委員： 薬剤師会が熱心にサポーター養成講座を受けていただけるのは、渡辺委員のおかげと思っていましたが。現在は、講座を受けていただいた後は、サポーターの個々

の意識で動いていただいて、組織的に支えていくシステムは出来ておりません。今後、地域包括ケアシステムの中で、どのようにして実働部隊として、公助、共助、行政と共に仕組みを作っていくか方法を考えていかなければならないと思います。

渡辺委員： 薬局では健康支援を行う、セルフメディケーションにも係わるということで、栄養士、看護師と認知症のケアをひっくるめて公共事業の一部を担わなければならない立場になっています。サポート薬局制度として協力し、場の提供を行いまして、例えば糖尿病の方向けの講習会を開催したりできると思います。日本のヘルパーは、専門的かどうか分からず、そのような業態が分かるような構図があるといいなと思います。

三津間委員： 医師の指示を受けて行う訪問栄養指導、ボランティアで行う場合と住み分けをして協力できればと考えております。

中馬委員： リーフレットの背景が緑色の部分の地域支援担当の文言が、左側だと一見相談できるのかと思いますが、右側をみるとあまり組織自体が連動していなくて、介護業界は関係無いのではと読み取れてしまいます。最近、多問題家族がいて、そのような場合のカンファレンスに、地域みまもり支援センターの方も参加していただける体制を整えていただけるようお願いいたします。

竹内会長： 実際の活動がまだ始まっていないので出来ていない訳で、話が空中戦になってしまう。区があらゆる問題のみまもりの組織を作った訳です。ところが、よく見たら地域包括支援センターが実動しています。この中に児童虐待の話が出てきていますが、それも既存の枠の中ではある種の解決するルートがある訳です。これと新たな組織がどのようにリンクしていくかは見ていかないと分かりません。みまもりと言いながら、地域の組織化を図ろうという欲張ったパワーポイントを作っている訳ですが、本当に大丈夫なのでしょうか。各年度ごとにみまもり支援センターの実績がでる訳ですね。活動を行ったことについて、地域包括支援センター運営協議会のような、議論する場はあるのですか。

鹿島課長： 活動実績を統計としてお知らせする予定です。協議会については、既存のもので上手に連携を行うよう区役所で検討しております。組織的な整備につきましては、今年度、来年度を見まして、30年度に向けて体制整備を行っていく方向で庁内では認識をしております。

平山委員： 地域包括支援センターでは、地域包括ケア連絡会議の内容が個別ケースに移行していく話になりましたよね。うちもそのような体制で動き始めています。今回のみまもり支援センターは、介護保険制度の前を思い起こします。前にケアマネジャーをしていた時には、一緒に保健師さんに動いてもらい、これからとても期待をしています。それで、会議などを開催する中では、みまもり支援センターの保健師さんと一緒にやっていきましょうよという算段で話をしております。

2 その他（公開）

竹内議長： 事務局から何かありますでしょうか。

事務局： 次回の日程を説明

関口副議長： 認知症サポーター養成講座の件で、新オレンジプランでは教育現場での開催がうたわれていますが、川崎市内では行われている区がまちまちであり、これは地域包括の方針なのか、教育現場の方針なのか分かる範囲でお教えてください。

齋藤課長： 養成講座の受付は区で行っております。地域包括の方でもやっておりますので、養成講座の希望があり、問い合わせがありましたら、開催いたします。

関口副議長： 学校で行われないのは何故でしょうか。

齋藤課長： 過去に 学校で開催されているところもございますが、今後改めて、関係部局へ受講について依頼してまいりたいと考えております。

柿沼委員： このところ、学校で開催しているところは増えております。あくまで、キャンバンメイトが学校の門をたたいてやりませんかとお声かけしている状況で、教育委員会からの依頼はほとんどありません。昨年度は、中学校から1校開催希望のお声かけがありました。今後、教育委員会との連携が必要なのではと思います。

竹内議長： 他に御意見などないようですので、以上をもちまして、第44回川崎市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。